

2013年度日中食品安全協力行動計画

2010年5月31日に署名を行った「日中食品安全推進イニシアチブに関する中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局と日本国厚生労働省との覚書」（以下、「覚書」という。）に基づき、中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局と日本国厚生労働省（以下、「双方」という。）は2013年度行動計画を次のとおり策定する。

1. 食品安全情報交換に関する連絡窓口の変更

日本側の連絡窓口は日本国厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室 に変更し、中国側の連絡窓口は中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局輸出入食品安全二処 とする。

（注：個人情報を含む部分については空白としています。）

2. 実務者レベル協議の開催

2013年6月から2013年11月は日本において、2013年12月から2014年5月は中国において、実務者レベル協議を開催する。実務者レベル協議では、本計画3. に示す双方の具体的な関心事項について協議を行う。

3. 解決を促進すべき双方の具体的な関心事項

(1) 中国側の関心事項

- ① 対日輸出中国産冷凍及び冷凍調理ハウレンソウに関する輸入検査緩和の問題
- ② 日本における、お茶のフィプロニルの残留基準に関する科学的問題
- ③ 対日輸出の一部の中国産食品に関する検査命令解除の問題
- ④ 日本の放射性物質汚染の最新状況に関する通報
- ⑤ 中日食品安全検査技術研修の継続の問題
- ⑥ 落花生のアフラトキシンに関する日本側の残留基準が厳しすぎるこの問題

(2) 日本側の関心事項

- ① 中国産落花生のカビ毒（アフラトキシン）付着に関する違反の問題
- ② 中国産アスパラガスの農薬（アトリン）に関する残留基準違反の問題
- ③ 中国産ウーロン茶の農薬（フィプロニル）に関する残留基準違反の問題
- ④ 中国産二枚貝の貝毒汚染及び農薬（プロトリン）に関する残留基準違反の問題
- ⑤ 中国産にんじんの農薬（トリアジメニール）に関する残留基準違反の問題
- ⑥ 中国産ごまの農薬（ジコホル）に関する残留基準違反の問題
- ⑦ 対中輸出水産食品の衛生証明書発給機関の追加

以上の具体的な関心事項について、円滑な改善推進のため、双方は事前に実務者レベルで協議を行い、必要に応じセミナー開催及び情報交換を行う。

4. 現地調査の実施

上述の具体的な問題の進展状況を確認するため、外交ルートを通じて相手国政府からの同意が得られることを前提に、相手側の関連施設において現地調査を実施する。

5. 行動計画の実施期間

本行動計画は2013年6月から、覚書に基づいて開催される次回の閣僚級会議までの期間実施される。